

東日本大震災により被災したたばこ小売販売業者の
営業所移転に係る距離制限の特例について

今般、被災されたたばこ小売販売業者の営業所移転について、距離制限の特例措置を講ずることとし、「たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項（平成10年大蔵省告示第74号）」の一部改正を行いました。その概要は以下のとおりです。

1. 改正の内容

既存店舗の経営安定を図りつつ、被災店舗の早期営業再開を支援するため、製造たばこ小売販売業許可について以下の特例措置を講ずることとしました。

復興期間中（～平成32年度末）の時限措置として、東日本大震災に起因した製造たばこ小売販売業者の営業所移転が以下の条件を満たす場合に、距離制限の適用除外とする。

- ① 東日本大震災以前から立地している既存店舗と被災店舗の移転先の距離が距離基準を満たしていること。
- ② 当該位置に店舗を移転することがやむを得ないと認められること。

※ 激甚災害に起因して店舗の移転を行う場合には、適用される距離基準を通常の70/100に緩和する激甚災害特例があります。

2. 改正の背景

- (1) 製造たばこ小売販売業の許可については、新規許可申請店舗と既存店舗との距離基準を設けており、この距離に達していない場合は、原則として不許可となります。
- (2) 東日本大震災の被災地域においては、店舗の滅失、毀損等の被害を受け、多くの製造たばこ小売販売業者の店舗が営業を休止している状況にあります。
- (3) 今後、被災地域では復興事業が計画段階から工事段階へと進展する中、被災店舗が移転して営業再開する動きが増加し、複数の移転許可申請が近隣で競合するケースが想定されます。

(注) 参考図を参照。

詳しくは、所管する下記財務局までお問い合わせ下さい。

財務局担当課	住 所	電話番号	管轄区域
東北財務局 理財部理財課	〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111	宮城県 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県
関東財務局 理財部理財第3課	〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1121	埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県

被災店舗の移転に際して距離制限の特例措置の適用が想定される事例

<複数の被災店舗が同時期に集団で移転する事例>

新たに建設される商業施設



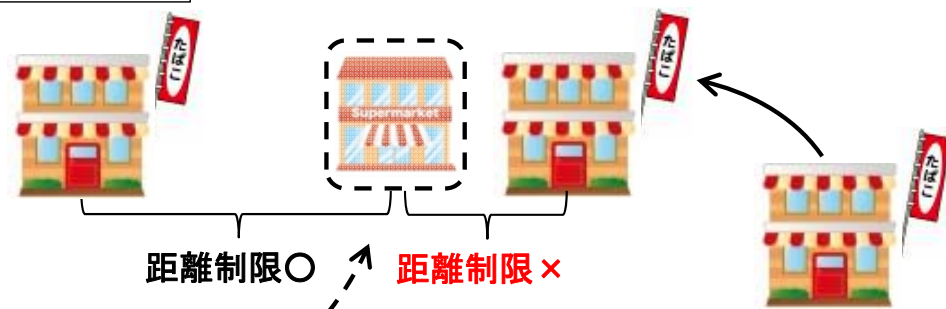
- ・ 移転先が抽選で割当てられるなど自由に選定できない
- ・ 狭い敷地内に集約されて店舗間の距離が十分にとれない

被災した商店街



<複数の被災店舗が個別に移転する事例>

震災前からの既存店舗



被災店舗B

被災店舗A

Aが既存店舗との距離制限を満たす場所を移転先として移転準備を進めている間に、移転先の検討時点では立地していなかったBが先に許可を取得して近隣に移転